別紙

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １補助事業 | ２事業実施主体 | ３補助対象となる医療機関 | ４補助対象経費 | ５基準額 | ６補助率 |
| 協定締結医療機関施設整備事業 | 県と医療措置協定（感染症法第36条の３）を締結する病院、診療所の開設者 | 病床確保（感染症法第36条の２第１項第１号）に係る医療措置協定を締結する病院、診療所 | ア 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む） イ 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーティションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費ウ 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費  | ア 病室の感染対策に係る整備　１室当たり14,546千円イ 病棟等の感染対策に係る整備　対象面積１平方メートル当たり基準単価239,300円ウ 個人防護具保管施設の整備　対象面積１平方メートル当たり基準単価239,300円  | 第４欄に定める対象経費の実支出額と第５欄に定める基準額とを、施設ごとに比較して少ない方の額に以下の補助率を乗ずる。ア　３分の２イ・ウ10分の10  |
| 発熱外来（感染症法第36条の２第１項第２号）に係る医療措置協定を締結する病院、診療所 | 発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費 | 個人防護具保管施設の整備　対象面積１平方メートル当たり基準単価239,300円 | 第４欄に定める対象経費の実支出額と第５欄に定める基準額とを、施設ごとに比較して少ない方の額に以下の補助率を乗ずる。10分の10 |
| 県と医療措置協定（感染症法第36条の３）を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者 | 自宅療養者等への医療の提供（感染症法第36条の２第１項第３号）に係る医療措置協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 | 自宅療養者への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費 | 個人防護具保管施設の整備　対象面積１平方メートル当たり基準単価239,300円 | 第４欄に定める対象経費の実支出額と第５欄に定める基準額とを、施設ごとに比較して少ない方の額に以下の補助率を乗ずる。10分の10 |
| 協定締結医療機関設備整備事業 | 県と医療措置協定（感染症法第36条の３）を締結する病院、診療所の開設者 | 病床確保（感染症法第36条の２第１項第１号）に係る医療措置協定を締結する病院、診療所 | 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な次の設備の購入費（ただし、新規購入及び増設する場合に限る） ア 簡易陰圧装置 イ 検査機器（ＰＣＲ検査装置）ウ 簡易ベッド | ア 簡易陰圧装置１病床当たり4,320,000円イ 検査機器（ＰＣＲ検査装置）１台当たり9,350,000円ウ 簡易ベッド１台当たり51,400円 | 第４欄に定める対象経費の実支出額と第５欄に定める基準額とを、施設ごとに比較して少ない方の額に以下の補助率を乗ずる。10分の10 |
| 県と医療措置協定（感染症法第36条の３）を締結する病院、診療所の開設者 | 発熱外来（感染症法第36条の２第１項第２号）に係る医療措置協定を締結する病院、診療所 | 発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な次の設備の購入費（ただし、新規購入及び増設する場合に限る）ア 検査機器 （ＰＣＲ検査装置）イ 簡易ベッド ウ ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）  | ア 検査機器（ＰＣＲ検査装置）１台当たり 9,350,000円 イ 簡易ベッド１台当たり 51,400円ウ ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）１施設あたり905,000円 | 第４欄に定める対象経費の実支出額と第５欄に定める基準額とを、施設ごとに比較して少ない方の額に以下の補助率を乗ずる。10分の10 |

※１ 上表の感染症法の条項は令和６年４月１日施行のもの。

※２ 上表第３欄の「医療措置協定を締結する」には、県に「確認書兼同意書」を提出済等、既に協定締結することが決まっている場合を含む。

※３ 他の補助金で支援を受ける経費については、補助対象経費から除くものとする。

※４ 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。